

## EBPM取組方針（令和8年度）

令和8年2月●日  
EBPM推進委員会決定（案）

「EBPM推進委員会の開催について」（令和8年1月27日行政改革推進会議決定）第1項を踏まえ、標記について、下記のとおり決定する。

### 記

#### 1. EBPM推進に当たっての基本的考え方

政府は、累次の「経済財政運営と改革の基本方針」（閣議決定）、令和5年3月の行政改革推進会議（議長：内閣総理大臣）における総理指示等を踏まえ、限られた資源を有効に活用し、国民に、より信頼される行政を展開するため、EBPM（Evidence-Based Policy Makingの略。エビデンス（根拠）に基づく政策立案をいう。以下同じ。）を推進しており、令和6年度予算からは、基礎的なEBPMを導入した行政事業レビュー・シート（以下「レビュー・シート」という。）を予算編成過程の中で積極的に活用している。

実施している事業について不斷に検証し、十分な効果が上がっていないものについては、廃止や改善等の見直しを迅速に行い、また未知の課題については最善と考える対応を速やかに執った上で、データ等に基づいてその効果を把握し、当該対応をブラッシュアップする。こうしたことを徹底し、心理的安全性が確保された中でのコミュニケーションを通じたEBPMの手法を活用した、機動的かつ柔軟な、アジャリティのある政策形成により、政策の質を向上していくことが重要である。

#### 2. EBPMの推進体制

政府全体におけるEBPMの取組は、行政改革推進会議の下、EBPM推進委員会が、各府省庁に対してこの方針を示し、必要に応じEBPM・歳出改革等有識者グループの助言を受けつつ、推進するところ、その各府省庁及び内閣官房行政改革・効率化推進事務局（以下「行革事務局」という。）その他関係府省庁は、次の主体ごとの役割分担に基づき、EBPMを推進する（全体の現状イメージは図表のとおり）。

##### （1）各府省庁の取組

###### ① 政策立案総括審議官等

各府省庁の政策立案総括審議官等（EBPM推進委員会委員長の指定する官職にある各府省庁のEBPM統括責任者をいう。以下同じ。）は、当該府省庁にお

ける EBPM 推進の責任者として、主として次の役割を担う。

- ア EBPM 推進に係る自府省庁内方針を示すとともに、取組状況の把握等を行い、より効果的な取組となるよう見直しを行う。
- イ EBPM を推進するために必要かつ有用な人材の確保・育成・活用及び予算の確保・活用に努め、自府省庁内 EBPM 推進体制を整備する。
- ウ EBPM の実践に係る知見の蓄積・共有を行う。
- エ EBPM 推進の観点から、各部局長等との必要な調整を行う。
- オ EBPM 推進委員会の構成員として、自府省庁内の EBPM 推進の取組について EBPM 推進委員会に報告する。

### ② EBPM 推進担当部局

各府省庁の EBPM 推進担当部局は、府省庁内の政策立案における司令塔として、主として次の役割を担う。

- ア 政策立案総括審議官等を補助し、行政事業レビューにおける EBPM 的観点からの目標・指標設定や政策効果の点検に係る助言等を含め、EBPM 推進の実務を担う。
- イ EBPM 推進が人材育成や組織力向上に資することを踏まえ、政策担当部局や会計部局との連携強化を進めるとともに、適切な人事配置を関係部署と検討する。

### ③ 政策担当部局

各府省庁の政策担当部局は、EBPM を実践する担当者として、主として次の役割を担う。

- ア 現行の政策ありきではなく、現状や課題を分析し、政策効果を高めるための検討を行うとともに、政策の見直しを通じて職員の能力向上を図る。
- イ 予算事業及び基金事業（以下「予算事業等」という。）については、レビュー・シート及び基金シート（以下「レビュー・シート等」という。）を活用し、より効果的な政策の立案・改善に取り組む。

## （2）行革事務局その他関係府省庁の取組

行革事務局その他関係府省庁は、政府全体における政策効果の向上のため、次のとおり、各府省庁を支援する取組（伴走型支援の提供等）を進める。

支援メニュー	担当省庁
「EBPM ガイドブック」、「行政事業レビューシート作成ガイドブック」の提供	行革事務局
行政事業レビュー見える化サイト（RS システム）の提供	
EBPM 事例研究会、府省横断勉強会等の開催	

EBPM 支援パートナーの人選等	
「行政事業レビュー シート 政策効果の測定と点検・改善のポイントへアクティビティの特徴に応じた実践集～」の提供	行革事務局、総務省行政評価局
行政研修において、政策立案における EBPM の活用及び意義について学ぶ政策課題研究の実施	人事院公務員研修所、行革事務局
重要政策にかかる EBPM の推進	内閣府政策統括官（経済社会システム担当）
政策ダッシュボード、Japan Dashboard の提供	デジタル庁統括官（戦略・組織担当）、内閣府政策統括官（経済社会システム担当）、内閣府経済社会総合研究所等
政策評価における EBPM の推進、実証的共同研究の実施や効果検証等で蓄積した知見の提供	総務省行政評価局
データ利活用のための個票データの提供等	総務省政策統括官（統計制度担当）、統計局等

### 3. 行政活動における EBPM の実践等

#### (1) 行政活動における EBPM の実践

行政事業レビューにおいて、次のとおり、基礎的な EBPM を実践する。

- ① レビューシート等を、政策立案や予算要求という将来に向けての「意思決定」の一環として積極的に活用する。
- ② レビューシート等に、政策効果が出来ているのかどうかを記載するとともに、有識者等との議論も踏まえた改善策を記載する。これにより、政策効果の発現経路と目標をロジカルに説明し、事後的にデータに基づいて見直すことを明確にする。
- ③ 様々な予算事業等について、画一的な手法を当てはめるのではなく、事業の性格を踏まえたメリハリをつける等、限られたリソースの中であっても、AI やデジタルの活用により、合理的・効率的に組織の生産性を向上させる手法でレビューシート等の作成・点検を行う。
- ④ 政策効果の分析等は、②のとおり、政策効果の発現経路と目標をロジカルに説明し、事後的にデータに基づいて見直すために行うものであり、現場で対応できないような高度に学術的なものを必ずしも求めるものでない。

- ⑤ 公開プロセスや秋の年次公開検証（秋のレビュー）においては、より効果の高い事業とすべく、事業の必要性、効率性及び有効性の観点から、EBPMの手法等を活用して政策の実効性を検証しつつ、点検・議論を行い、そこで得た気づきや知見は他の事業にも活用していく。
- ⑥ 各府省庁の行政事業レビュー推進チームは、その活動を通じて把握した政策担当部局による自主的な事業改善の取組のうち、優れた取組を優良事業改善事例として積極的に選定し、表彰するとともに、当該優良事業改善事例を参考として府省庁内に普及させるなど、積極的な事業改善に努めるものとする。

また、規制の立案・改善、税制改正プロセスにおいても、EBPMを実践するため、各府省庁は次の取組を行う。そのほか、各種計画・施策パッケージ等の立案・見直しや、租税特別措置・補助金の適正化の取組においても、EBPMの手法を活用する。

- ① 規制の立案・改善に当たっては、規制の政策評価の枠組を活用し、ロジックの明確化、効果と負担の定量的な把握・分析、その他の手段との比較検証、利害関係者との調整などを行うよう努める。
- ② 税制改正プロセスにおける税制当局への説明の際、客観的データに基づき、税制措置の効果を立証する。

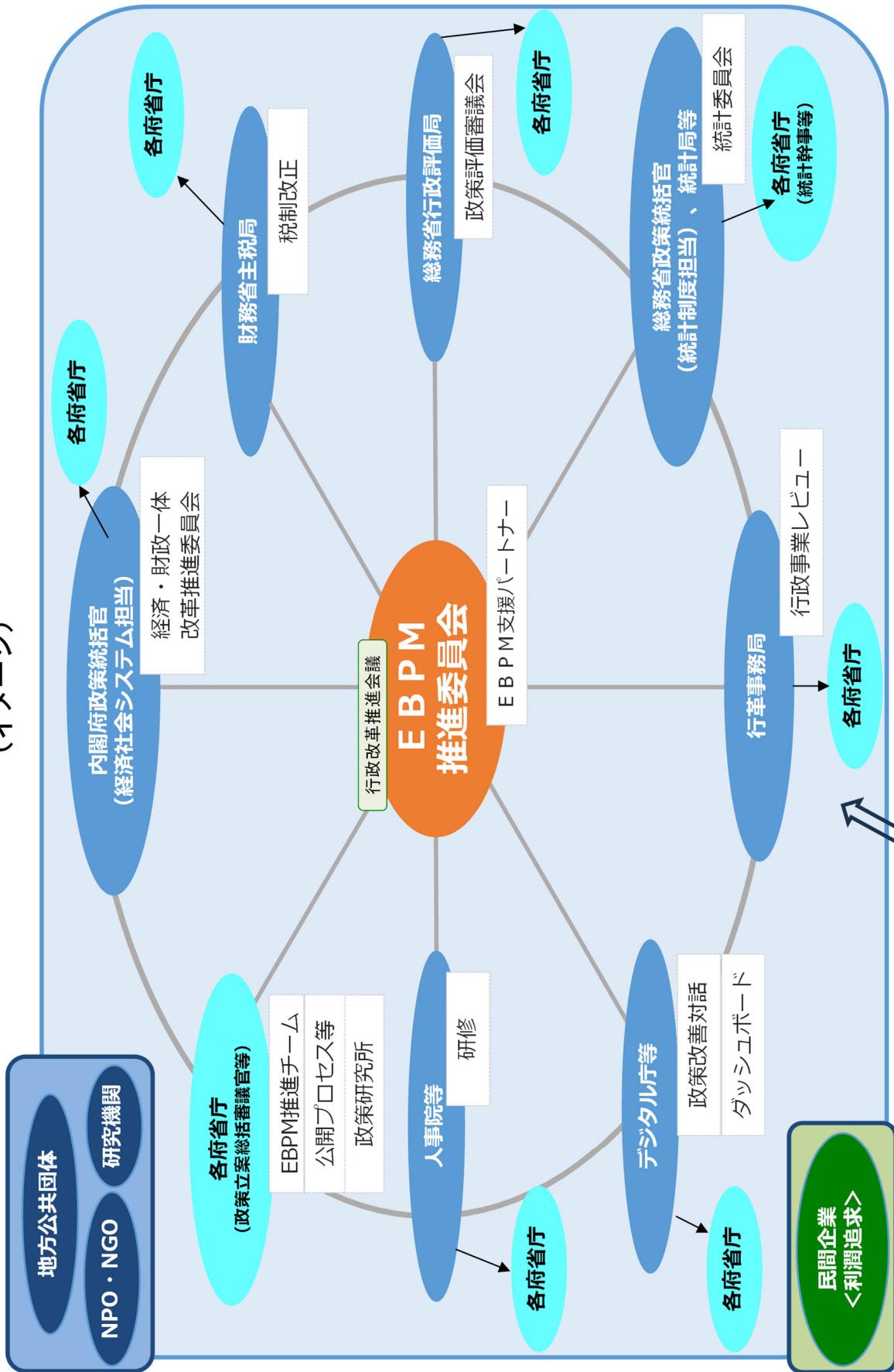
## （2）EBPMの実践を支える環境整備

各府省庁（特に幹部・管理職職員）は、現状維持よりも環境変化に対応することが高く評価される組織文化の構築・定着を図る。このため、職員が日常の業務遂行においてEBPMの基本的な考え方を身に付け、実践できるような環境の整備に努めるほか、2.（2）に掲げる支援メニューも活用し、次の取組を行う。

- ① 過去の事例も活用しつつ、EBPMの実践に係る知見の蓄積と共有を図る。また、EBPM推進委員会の場等を通じ、当該知見を他府省庁とも共有する。
- ② 各種研修、外部シンポジウム等への参加の推奨を始めとした人材育成の取組を行う。研修については、特に実践的なワークショップ形式の研修及び応用的な研修への参加を推奨する。
- ③ 様々な政策課題の解決に向け、担務の枠を超えて行われる自主的な取組を推奨する。
- ④ 政策立案の経験を有し、その経験を活用して政策立案プロセスの総合調整ができるような、EBPMの実践に有用な職員を効果的に配置するとともに、必要に応じ、専門的な人材の確保等を行う。また、現場のニーズや課題を踏まえた政策立案や事業改善を行うため、地方公共団体や民間事業者等と丁寧な対話を重ねるよう努める。

## (図表) 政府におけるEBPMの推進(取組状況)

(イメージ)



EBPMに係る専門的な知見からの助言 : EBPMに係る専門的な構成員

以上